

## 令和 4 年度モニター事業について

- 1 令和 4 年度モニター任期  
令和 4 年 9 月 1 日～同 5 年 3 月 3 1 日
  
- 2 モニター応募人数（8 月 3 1 日時点）  
1 2 名（別紙参照）
  
- 3 事業の検討手順について
  - （1）職務（設置要綱第 10 条）を前提として、事業を選定する。
  - （2）職務を「任意」と「義務」に区分し、義務となる事業を具現化する。
  
- 4 事業内容について（例：意見交換会、調査事項への回答等）
  
  
- 5 事業実施予定時期について
  
  
- 6 特記事項
  - （1）令和 4 年度のモニターに対する通知発送（9 月～10 月上旬）
    - ・ 承引通知
    - ・ 委嘱状
    - ・ 事業実施通知

## 令和4年度芽室町議会モニタ一名簿

(五十音順：敬称略)

NO	氏名	住所(行政区)	
1	秋葉 秀明	(五条町)	
2	栗野 秀明	(伏 美)	
3	大塚 玲奈	(南 町)	
4	小川 美穂	(一心町)	
5	沢崎 洋一	(青葉西)	
6	高田 昌樹	(中伏古)	
7	広瀬 一也	(上美生)	
8	深井 潤	(麻生町)	
9	福田 清貴	(上伏古)	
10	福中 夏生	(西園町)	
11	堀江 貴博	(上伏古)	
12	松田 桃子	(五条町)	

任 期：令和4年9月1日～令和5年3月31日

# 芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

## (目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例第2条第2号に規定する町民等とし、町民及び町内で働いている人、学んでいる人、町内で事業を営む法人及び活動する団体に属している人とする。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

## (定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

## (資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 第2条第1号に規定する町民等とする。ただし、芽室町職員、議員又は各種行政委員は除くこととする。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

## (募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

## (委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当たっては、町議会モニタ

一の年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解 任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任 期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報 酬)

第9条 町議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬等を支給する。

(職 務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。